

総説

ウェストファリア条約後のスイスと帝国との関係

柳澤 伸一

〈要旨〉

通説は、スイスが、帝国から1499年のシュヴァーベン戦争に勝利して事実上独立し、1648年のウェストファリア条約で諸邦に主権が認められて法的にも独立した、とする。しかし、同条約後のスイスと帝国との関係について、近年、二人の研究者が、通説に批判的な立場から注目すべき著書を刊行した。その一人、T.マイセンは、同条約後、主権概念やそれに関連する共和国概念がスイス一斉ではなく、西部・強大・都市・都市貴族制・宗教改革派の邦・属邦から東部・弱小・農村・ランツゲマインデ制・カトリック派のそれに向かって漸進的に、一世紀をかけて浸透したことを明らかにした。彼は、この漸進主義の根拠として、邦・属邦と帝国との私的、公的関係がなお随所に存在していたことを挙げる。もう一人のB.マルクヴァルトは、考察対象をスイスの中・東部に限定した上で、フランス革命に始まる全ヨーロッパ的な変革まで、主権の表明が属邦と共同支配地では全くなされず、邦でも近代的な意味では明確になされなかった、と主張した。彼は、マイセンと違って、近代的な主権への転換がフランス革命を待って一斉かつ急激に進行した、と捉えるが、マイセンと同様、同革命まで主権表明を回避する強固な保守主義の根拠として、当該地域で帝国との関係、帝国への帰属意識が頑強に根づいていたことを挙げている。

キーワード：ウェストファリア条約、スイス誓約同盟、神聖ローマ帝国、主権、共和国

1. はじめに

通説によれば、スイス誓約同盟（以下、スイスと略記）は、1499年のシュヴァーベン戦争に勝利することで神聖ローマ帝国（以下、帝国と略記）から事実上独立し、1648年のウェストファリア条約で加盟諸邦の「完全な自由と帝国からの免除」＝主権が認められたことで、法的にも独立した。

19世紀の末に確立したこの通説に対しては、たしかに、異論が唱えられてこなかったわけではない。この点について、筆者はすでにいくつかの論稿で論じたことがあるので¹⁾、ここでは詳細に立ち入らないが、主要な異論には次のようなものがある。シュヴァーベン戦争期に関して、H.ジクリストが、1947・49年の論文で、スイスは帝国から独立する意思など持たず、帝国の一員との意識を持ちつづけた、と主張し²⁾、B.ブラウンが、1997年の著書で、スイスの諸邦は、もはや帝国の諸機関・制度に関与しようとはしなかったものの、

支配の正当性の根拠を国王・皇帝から与えられた特権に置き、16世紀後半まで特権の確認を国王・皇帝に求めつづけた、と主張した³⁾。また、ウェストファリア条約期に関しては、K.モムゼンが、同条約で認められた「帝国からの免除」とは、事実上、帝国からの離脱を意味するにしても、法的には、あくまでも帝国国制の枠組みを前提にした、主権とは異なる概念であること、当時スイスで唯一の大学であったバーゼル大学での論調を見るかぎり、主権概念の受容はようやく17世紀末になって、慎重に始まった、と主張した⁴⁾。このモムゼンの理解は、M.ヨリオやC.ジーバー・レーマンの1999年の論文においても⁵⁾、また、明石欽司がウェストファリア条約の全条項を入念に読み込み、また、ヨリオ等の研究を参照して著した2008年の論文と2009年の著書においても⁶⁾、支持されている。

しかし、このような異論にもかかわらず、現在も、通説が唱えつづけている。その一端を示せば、ウェストファリア講和350周年の1998年にスイスで記念の

冊子が出版されたが、その序言で、この事業の後援委員会の幹部を務める4人の元連邦内閣閣僚が次のように述べている。「ウェストファリア講和当時の誓約同盟諸邦は、シュヴァーベン戦争(1499)以後すでに存在していた事実上の独立を国際法的に拘束力のある協定に移行させることで、ドイツ帝国から解放された」⁷⁾、と。V.ラインハルトも、近年相次いで出版したスイス通史の中で、異論へ一定の考慮を払いながらも、スイスが、シュヴァーベン戦争の結果、帝国の周縁的、独自の政治構成体となり、ウェストファリア講和の結果、独立の国家になった⁸⁾、と述べている。

日本でも、瀬原義生が、2009年の『スイス独立史研究』の中で、スイスが帝国の一員との意識を持ちつづけたとするジグリストの主張に、「スイスは、政治的力関係の流動性を考えて、両国(スイスと帝国—筆者注)の関係を明確に規定することを欲しなかつただけで、実際上は、完全な自立化の段階に到達したと確信した」と反論を加え、「シュヴァーベン戦争を通じて、スイス誓約同盟はその成熟期、確固とした自立的存在に達した」⁹⁾、と結論している。森田安一も、瀬原の前掲書への書評の中で、同様に論じている。すなわち、筆者(柳澤)が、かつて、ジグリスト、とりわけブラウンの研究を参考に、スイスが帝国の諸機関・制度に関与しようとはしなかつたものの、国王・皇帝に特権の確認を求めつづけたことを根拠として、スイスは「帝

国から事実上独立した、とは言い切れない」、としたことを批判して、「誓約同盟は、まさにいいとこ取り(国王・皇帝による特権の確認—筆者注)をして、自分たちに不利・不都合なこと(帝国の諸機関・制度への関与—筆者注)は無視していくのであり、それができたと言うことは『事実上の独立』といって間違いのないであろう。」¹⁰⁾、と述べるのである。

このように、通説への支持には依然として根強いものがあるが、ここでは、近年出版された二つの著書が、ウェストファリア条約後のスイスと帝国の関係について、新たな知見を加え、通説の再検討を迫る業績であることを明らかにしていきたい。二つの著書とは、T.マイセン『共和国の誕生—初期近代の誓約同盟における国家理解と表象』(2006)¹¹⁾とB.マルクヴァルト『旧誓約同盟と神聖ローマ帝国(1350-1798)—旧ヨーロッパのアルプス周縁における国家形成と主権、特殊状況』(2007)¹²⁾で、いずれも、個別研究の成果を踏まえた大著である。

なお、あらかじめ、スイスの構成について、図1にそって一言しておく。邦(Ort)とは、誓約同盟の中核をなす6つの農村邦=溪谷共同体(ウーリ、シュヴィーツ、ウンターヴァルデン、ツーク、アペンツェル、グラールス)と7つの都市邦=都市共同体(ルツェルン、チューリヒ、ベルン、フリブール、ソロトゥルン、

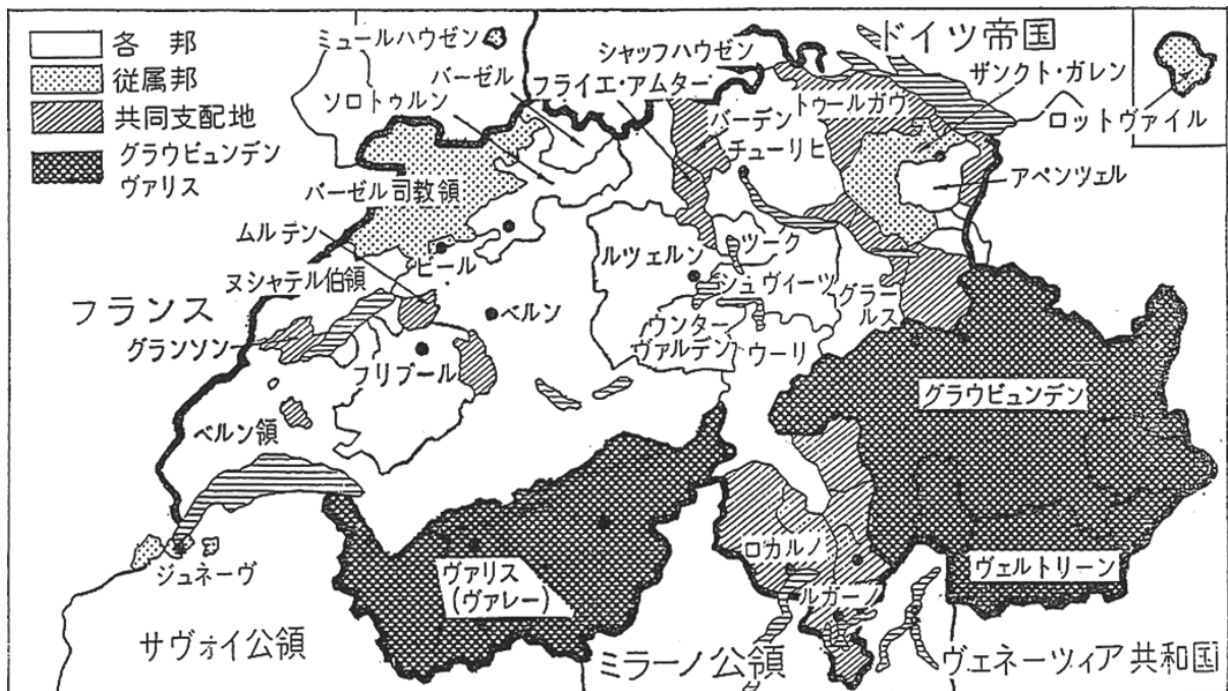


図1 13放同盟時代のスイス

(出所) 森田安一『スイス—歴史から現代へ』(刀水書房、1980)、87頁

バーゼル、シャフハウゼン) のことで、これらの邦は、相互に複合的な同盟によって結び合わされていた。そして、いくつかの邦が共同で統治する領域を、共同支配地という。また、属邦 (zugewandte Ort。これを、図1にあるように、森田は「従属邦」と訳しているが、associate memberあるいはallyという英訳を参考に、「属」に「やから、つらなる」の意があるのを踏まえて、本稿では「属邦」と訳す。明石の前掲書も、「属邦」と訳している。) とは、全邦ないし一部の邦と永続的な同盟を結んでいる地域勢力のことである。各属邦と諸邦との結びつき方は、同盟の内容、同盟締結時の情勢、その地域の戦略的重要性、宗派などに規定されて多様であった。なお、グラウビュンデンとヴァリスは、領邦君主 (クール司教あるいはシヨン司教) の支配から自立化した諸共同体の連合であり、一応属邦に位置づけうるが、他の属邦に比べて、邦との関係がゆるやかで、同権的であった。

2. T.マイセンの所説

マイセンは、帝国から事実上独立していたスイスが、ウェストファリア条約で主権を認められて法的にも独立した、という通説を支持しない。というのは、同条約でスイス諸邦の「帝国からの免除」が認められたことは、たしかに、主権という近代的理論がスイスで広く受け入れられる誘因になったとしても、その理論がスイスに浸透する過程は漸進的であり、多くの邦が主権を持つ共和国であるとの自己理解を持つようになるまでには、なお一世紀を要したからである。

マイセンは、スイスの各邦あるいは各属邦が伝統的な国家観—皇帝から確認された特権に基づく帝国都市あるいは帝国ラントシャフトであるとの自己理解—から近代的な国家観—自己の国家性を剣の実力で根拠づける共和国Republic (主権を持つ、多頭制的な国家) であるとの自己理解—へ移行していく過程を検証する。そのさい、ボーダンの『国家論』(1576) に発する主権 (絶対的、恒久的、立法的権力) という概念や共和国という称号、帝国の表象 (たとえば、双頭の鷲)

表1 主権概念、共和国呼称・表象の使用開始時期

邦・属邦名	1600年	50	1700	50
ジュネーブ	□ △ ◆			
ヴァリス	△ ◆	□		
ヌシャテル		△		
ベルン		△	○	□
フリブール			◆ △	
ソロトゥルン		□ △ ◆		
バーゼル		◆ △ ○		
チューリヒ		◆ □ ○		
シャフハウゼン				△
ザンクト・ガレン市				
グラウビュンデン			△ ○	
ツーク			△	
ルツェルン			○ ◆	△
ウーリ		◆		
シュヴィーツ			○ ◆	
ウンターヴァルデン				
グラールス				○ ◆
アベンツェル・アウサーローデン				○ ◆
アベンツェル・インナーローデン				
ザンクト・ガレン修道院領				
バーゼル司教領				△

記号の説明：△…主権概念

○…共和国表象 (女神像)

□…公文書における共和国呼称

◆…铸貨・印章の縁文字における共和国呼称

に代わる共和国の表象（たとえば、女神像）が各邦・属邦の公文書や鑄貨、公印、公共建築等でいつから使用されるようになったのかを、標識として使用する。なお、当時、共和国という言葉で理解されていたのは邦・属邦の統治機関のことである。それは、主権者として、対外的に国際法上の主体として行動する一方で、対内的には、それまで統治に参加してきた機関・市民や競合する裁判権を行使してきた大学・教会、自治を認められてきた都市等を、臣民へ格下げしたのである。

各邦・属邦が伝統的な国家観から近代的なそれへ移行したことを示す諸現象の出現時期は、マイセンの叙述¹³⁾を筆者が整理すると、表1のようになる。近代的な国家観を最も早く受容したのは、それが由来するフランスに近い西部・フランス語圏の属邦、ジュネーヴ、ヴァリス、ヌシャテルである。それに続くのが西部のベルンとバーゼル、中部のチューリヒであり、これらは、強力で、都市貴族が優勢な、宗教改革派の都市邦である。さらに、西部のソロトゥルンとフリブール、中部のルツェルンが続くが、これらは、中小の、カトリック派の都市邦である。これに対して、農村邦（中部のウーリとツーク、シュヴィーツ、ウンターヴァルデン、東部のアベンツェルとグラールス）はその受容が全般的に遅れ、特に東部で大幅に遅れる。また、属邦でありながら、帝国諸侯の地位も保持したバーゼル司教領とザンクト・ガレン修道院領も極めて遅い。

マイセンは、上述した伝統的な国家観から近代的なそれへの移行過程を、次のように総括している。「この過程は、西方から東方へ、フランス語圏からドイツ語圏へ進行し、弱小な邦より強大な邦で早期に、農村邦より都市邦で急速に、ツunft制より都市貴族制のところ急速に、最後に（農村邦の民主制的な一筆者注）ランツゲマインデ制のところ、・・・まず宗教改革派の邦で、遅れてカトリック派の邦で進行した。」「（邦における主権概念の受容の傾斜は、）強力で、西部の、都市貴族制的、宗教改革的ベルンから弱小で、東部の、帝国とザンクト・ガレン修道院長を指向するカトリックのアベンツェル・インナーローデンのランツゲマインデへ（走る。）」¹⁴⁾と。

マイセンは、スイスにおける近代的な国家観の受容、言い換えれば、帝国の政治的・法的理念や表象の消滅が漸進的で、地域によっては18世紀半ばごろまでかかる、とした上で、このような帝国の理念・表象への執着、保守主義の理由として、次のことを挙げる。

まず、帝国との私的関係に係わることである¹⁵⁾。帝

国の西南部と緊密な経済関係を有する都市、たとえば、シャフハウゼン市とバーゼル市あるいはその市民にとって、帝国内の土地を購入するときには、帝国法に基づいて、帝国の表象（双頭の鷲）を施した印章を使用して契約することが求められた。また、帝国内で商業に携わるときにも、帝国の表象（双頭の鷲や皇帝の肖像）を施した貨幣を使用するのが好都合であった。さらに、都市邦の支配層には貴族称号に執着する者が少なくなく、彼らは、その授与権者、皇帝への指向を止めることがなかった。たとえば、ウェストファリア条約スイス条項の成立に尽力したバーゼルの市長、ヴェトシュタインが皇帝から貴族の称号を授与されたことはよく知られている。また、ソロトゥルンの有力門閥が17世紀末に帝国のフライヘルへの昇格を追求したし、そうすることで、フリブールやルツェルン、ベルン、チューリヒの支配層も引けを取りはしなかったのである。

つぎに、帝国との公的関係に係わることである。第一に、帝国直属者に対する帝国の保護機能である。強大な隣人の攻勢に晒されて、守勢を余儀なくされた帝国直属者にとって、18世紀においても帝国が最後の保塁であり、帝国の表象、双頭の鷲を掲げることが抵抗のシンボルとなった。それは、たとえば、保護者、チューリヒによる臣民化の圧力に晒された帝国都市、シュタイン・アム・ラインやバーデンにとってそうであった。また、いち早く近代的な国家観を受容しながらも、サヴォイアやフランスによる併合に脅かされた属邦、ジュネーヴにとっても、さらに、第二次フィルメルゲン戦争に敗れ、宗教改革派諸邦に対して守勢に立たされたカトリック派の諸邦、ウンターヴァルデン、シュヴィーツ、アベンツェル・インナーローデン等にとってもそうであった¹⁶⁾。

第二に、諸邦の自由と支配権が帝国の秩序に埋め込まれていたこと、特に、支配権の中心的機能と見なされた流血裁判権が皇帝に由来したことである。流血裁判の主宰者は、その権限が皇帝に由来することを誇示して、皇帝の剣を携え、帝国フォークトあるいはランダマンLandammannと自称した。帝国フォークトという名称は、グラールスやザンクト・ガレン、シャフハウゼンで18世紀まで、アベンツェルでは19世紀に入っても使われ、ランダマンは、ランツゲマインデ制を採用する農村邦の多くで19世紀に入っても使われた。また、ベルンとルツェルンでは、刑法は法行為の源泉である皇帝の法に従うとの定式が1730年まで生きていた。そして、裁判権が由来する皇帝が、中世と同様、人類の

救済史と関連させて理解されていたことにも留意しなければならない。そのことの典型的な証は、刑法=皇帝の法への宣誓に関して1739年ごろシュヴィーツで作成された一つの文書である。そこでは、皇帝の法への偽証に対する罰として、魂の救済の喪失、最後の審判における永遠の断罪が挙げられていたのである。すなわち、皇帝は、単に、この世の権力者であるばかりでなく、この世の終末に備えて人々を指導する教会に奉仕する者、教皇と並んでこの世と天の国とを仲介する者、と理解されていたのであり、かかる皇帝の法へ偽証することは、宗教的に糾弾されてしかるべき罪に他ならなかったのである¹⁷⁾。

『共和国の誕生』の要旨は、以上の通りであるが、マイセンは、その後の論文でも¹⁸⁾、スイスの帝国からの独立を、漸進的な、15世紀後半から18世紀に至る長期の過程として論じている。ここでその詳細に立ち入ることはしないが、概略だけ述べるなら、15世紀後半から1550年ごろまでの第一期は、スイスが帝国の中で独自の民族 (natio helvetica) として形成される時期、1550年ごろから1650年ごろまでの第二期は、スイスと帝国の法的関係がアンビヴァレントな時期である。そして、われわれが注目している1650年ごろから1750年ごろまでの第三期は、国際法の下にあって、スイスとその諸邦の主権がゆっくりと確立していく (その反面に、帝国の表象が公的空間から徐々に消失していく) 時期である。最後の第四期は、スイスが、フランス及びドイツとの対決の中で、二言語・二宗派の、文化的に独自の国民 (helvetische KulturNation) として形成される時期である。また、マイセンは、最近のスイス通史の中でも、「諸国家世界への参入 — 17世紀」の項で、同じ趣旨を繰り返している¹⁹⁾。

3. B. マルクヴァルトの所説

マルクヴァルトは、前掲書で、14世紀半ばから18世紀末にいたるスイスと帝国との関係を、スイス内の多様な勢力の中から選択した7類型11事例の研究に基づいて考察する。各類型とその事例をⅠ～Ⅶと①～⑪で挙げれば、Ⅰ. いくつかの邦が保護フォークトになっている聖界の帝国諸侯領 (①属邦であるザンクト・ガレン修道院領と②図1のシュヴィーツ領域の中に位置するアインジーデルン修道院領)、Ⅱ. 帝国司教領 (③グラウビュンデン領域の中に位置するクール司教領)、Ⅲ. 属邦である帝国都市 (④ザンクト・ガレン市と⑤

ロットヴァイル市、⑥邦によって半ば陪臣化された二つの小帝国都市、チューリヒ領域のラッパースヴィル市とトゥールガウのシュタイン・アム・ライン市)、Ⅳ. 主権表明をした都市邦 — ここには、フリブルを除く都市邦が含まれる — である帝国都市 (⑦チューリヒ市)、Ⅴ. 主権表明をする都市邦によって統治された俗界の帝国諸侯領 (⑧チューリヒ領域に包含されるキーブルク伯領)、Ⅵ. 帝国直属の裁判共同体で、主権表明をしていない邦 — ここには、6つの農村邦とフリブルが含まれる — (⑨アベンツェル)、Ⅶ. 多様な支配権が交錯する地方 (図1で共同支配地とされている⑩トゥールガウと⑪ボーデン湖に注ぐライン渓谷左岸の聖・俗支配領) である²⁰⁾。

マルクヴァルトの考察対象の選考で特徴的なのは、誓約同盟の構成要素のうち、中核をなす邦に比べて属邦からより多く選び、また、従来考察の対象に選ばれることが少なかった聖・俗の帝国諸侯領や共同支配地からも選んでいることである。また、地域的には、もっぱら中部と東部から選び、西部からは選んでいないことである。たしかに、従来考察されることの少なかった対象にも視野を広げていることは特質として評価しうるのであるが、誓約同盟の中核をなす邦を軽視し、地域的にも偏りがあることには、後述するように、マイセンが批判を浴びせることになる。

事例研究の要点は、以下の通りである。

Ⅰの①のザンクト・ガレン修道院長は、1451年から4邦の保護フォークトの下にあり、1667年からは誓約同盟会議の出席・票決権も得る一方で、帝国諸侯であることを止めず、フランス革命期まで、皇帝による授封・特権確認と皇帝への誠実宣誓、帝国議会への出席を継続した。また、院長は、その支配下にあったアベンツェルを誓約同盟が邦として受け入れたときや修道院の世俗化を宗教改革派の保護フォークトが迫ったとき、第2次フィルメルゲン戦争で宗教改革派諸邦からの攻撃が強まったときなど、その支配が脅かされる時、皇帝への依存を一層強めた。院長は、スイスと帝国の間でバランスを取る、いわば、「スイスのズボンとシュヴァーベン (= 帝国) のズボンを気候に合わせて履き替える」政策を採った。②のアインジーデルン修道院長も、シュヴィーツ邦の保護フォークトの下にある一方で、皇帝による特権確認と皇帝への誠実宣誓を継続し、帝国諸侯であるとの自己理解を維持し、18世紀始めに新築した修道院を帝国の表象で装飾するのも忘れなかった。Ⅱの③のクール司教も、1498年以降7邦と緩やかな友好協定を結ぶ一方で、皇帝による

授封・特権確認を継続し、帝国議会とクライス会議で活発に活動し、帝国最高法院の管轄にも服した。①、②、③の修道院領・司教領は、ナポレオンの軍事力を背景にヘルヴェティア共和国が樹立されるまで、主権の表明を行わなかったのである。

Ⅲの④のザンクト・ガレン市は、1454年に6邦と援助同盟を締結して、属邦の一つとなる。たしかに、シュマルカルデン戦争期（1546-47）以降、帝国議会・クライス議会への不参加、帝国税の不払いなどに見られるように、積極的な帝国政策から撤退し、1660年以降は、皇帝に特権確認を求めることも止めてしまうのであるが、その帝国帰属意識が薄れることはなかった。流血裁判権の行使者が帝国フォークトと自称し、刑法等に帝国法を継受し、貨幣に帝国表象を施し、都市貴族が皇帝に爵位を求めることを止めなかったのである。その背景として、ザンクト・ガレン修道院長の支配からの解放を帝国の自由に基づいて達成できたこと、主要産品、麻織物の販売と穀物の購入で帝国のシュヴァーベン地域と密接な関わりがあったことを指摘することができる。⑤のロットヴァイル市は、1519年に全13邦と同盟して属邦となるが、シュヴァーベン地域を管轄する皇帝の宮廷裁判所が所在していることもあって、帝国の諸機関に全面的に関与しつづけた。帝国議会へ頻繁に出席し、シュヴァーベン・クライスに属し、帝国税・クライス税も律儀に支払ったのである。同市は、ザンクト・ガレン修道院長と同様、「スイスのズボンとシュヴァーベンのズボンを気候に合わせて履き替える」政策を採っていたが、30年戦争中、カトリック派の皇帝軍によって宗教改革派諸侯とフランスの占領から解放されると、13邦のうちカトリック諸邦だけを指向するとともに、帝国への統合を強めた。⑥の内、ラッパースヴィル市は1464年に4邦と、シュタイン・アム・ライン市は1484年に1邦と保護同盟を結んだ極小の帝国都市である。両市とも、18世紀末まで、保護邦からの介入が強まる時に、帝国直属であることを掲げて抵抗した。④、⑤、⑥の帝国都市も、ヘルヴェティア共和国が樹立されるまで、主権表明を行わなかったのである。

Ⅳの⑦のチューリヒ市は、他の都市邦と同様、主権表明を行った。その表明は、1654年以降、市民が毎年宣誓する都市基本法から帝国に関わる文言が削除されたこと、1698年に新築された参事会館等の公共建築物から帝国の表象が撤去されたこと、1713年以降、市民が宣誓する文書で、同市が、皇帝の恩恵でなく、神の恩恵で自由にされたと謳われたことなどに認められ

る。ただし、その主権概念が、ボーダンのそれからずれて、帝国直属とか流血裁判権とか領邦君主権相当とかの伝統的な概念と重ねあわせて理解されていたことに留意しなければならない。

Ⅴの⑧のキーブルク伯領は、1452年にハプスブルク家からチューリヒ市に入質され、チューリヒ市が派遣するラントフォークトによって統治された。しかし、チューリヒ市に統治されてからも、同伯領が、帝国伯領という公法上特別な存在であることを止めたわけではない。それは、当地のラントフォークトが主宰する流血裁判でカール5世の刑事裁判令が一定の役割を果たしたと、チューリヒ市の主権表明後も、市門や裁判所等の公共建築物で帝国の表象が維持されたことに現れている。

Ⅵの⑨のアベンツェルは、元来ザンクト・ガレン修道院の支配領であったが、15世紀始めから繰り返された反乱を通じて修道院の支配を脱し、1466年には流血罰令権も付与されて、帝国直属の裁判共同体となる。同邦は、ウェストファリア条約後も主権の表明をおこなわず、帝国への帰属意識を持ちつづけた。それは、帝国の表象が参事会館や教会祭壇に掲げられたこと、流血裁判の主宰者が帝国フォークトと名乗ったこと、皇帝をカトリック教会の保護者と認識したことなどに見ることができる。

Ⅶの⑩のトゥールガウでは、諸邦が、1460年のオーストリア公に対する教会罰の執行と1499年のシュヴァーベン戦争に参加した結果、ラントフォークタイとラント裁判所を獲得した。通説は、図1に示されているように、トゥールガウ全域が諸邦の共同支配地になったかのように理解しているが、それは正しくない。ラント裁判所が管轄した区域はトゥールガウの面積の16%を占めるに過ぎず、その他は、流血罰令権も付与されているコンスタンツ司教領、ザンクト・ガレン修道院領、チューリヒが質保有するキーブルク伯領、コンスタンツ市領、ザンクト・ガレン市領等が占めているのである。そして、これらの上級裁判権者の下で下級裁判権を行使する者には、皇帝から帝国フライヘルFreiherrの称号を与えられた騎士層が多く、彼らは、帝国騎士カントンに類似する、自立的な裁判領主会議に結集していた。すなわち、トゥールガウは、スイスが支配するラント裁判所の管轄区域だけからなっていたのではなく、それと皇帝・帝国に強い係わりを持つ聖界諸侯領や都市領、帝国騎士カントン類似の団体との連合体であった。⑪の、通説で全域が共同支配地とされている地域も、スイスの諸邦が購入や占領を通じて獲得し

た領域（共同支配地）と皇帝から流血裁判権を付与されたザンクト・ガレン修道院長やプフェファース帝国修道院長、ハルデンシュタイン帝国フライヘル等が支配する領域との連合体であった。

以上の事例研究に基づいて、マルクヴァルトは、ウェストファリア条約後もフランス革命に始まる全ヨーロッパ的変革までは、スイスで主権（完全に無制約な、国家的全権という近代的意味でのそれ）が確立されなかった、と総括する。たしかに、チューリヒで主権が表明されてはいるが、その主権とは、帝国直属等の伝統的術語の意味合いを込めて使われたのであるし、チューリヒ以外では、その表明自体がなかったからである。

この総括に対して、マイセンは、次のように批判している²¹⁾。「マルクヴァルトの個別研究は、誓約同盟の完全資格の構成員、13邦を論じていない。裁判共同体のアペンツェルと元来は帝国都市であったチューリヒ—その明らかな主権表明をマルクヴァルトは大方無視している—を除外すれば、せいぜい劣格の構成員である属邦を論じているに過ぎない。マルクヴァルトの著書では、若干の属邦に妥当する知見がなぜ全誓約同盟に妥当しなければならないのか、また、ボーダンの主権論が言語的理由からも17世紀始めに広まった西部地域—諸属邦とベルンのような完全成員資格の邦—がなぜ姿を見せないままなのか、ほとんど説明されていない。」と。

4. おわりに

マイセンとマルクヴァルトの研究には、いくつか対照的なところがある。まず、対象に関して、前者が、スイス全域の、全ての邦と属邦を網羅するのに対して、後者は、中・東部の、邦と属邦に限らない多様な類型の勢力の中からいくつかの事例を選択している。また、方法に関しては、伝統的な国家観から近代的なそれへの移行過程について、前者が、二項対立的な諸要因（西か東か、フランス語圏かドイツ語圏か、強大か弱小か、都市か農村か、都市貴族制かツunft制・ランツゲマインデ制か、宗教改革派かカトリックかなど）を挙げて、多角的に分析するのに対して、後者は、各事例の中に伝統的な国家観の残存を探索することに焦点を絞っている。この方法上の対照に規定されて、結論も対照的である。すなわち、近代的な国家観への移行について、前者が、多様性を考慮して、漸進的に移

行したとするのに対して、後者は、多様性を重視せず、フランス革命の影響によって一斉かつ急速に移行したとするのである。

たしかに、マルクヴァルトの研究に、マイセンが批判しているように、事例の選択で地域上も類型上も偏りがあることは、否定できない。また、伝統的な国家観と近代的な国家観がせめぎあっている全体状況にあって、各事例の中に、両者のせめぎあいの実態を究明するのではなく、前者の残存だけを探索するという方法にも、問題がある。しかし、その一方で、マルクヴァルトが、従来考察されることがまれであった、現在のスイス領内に存在した多様な勢力にも視野を広げて、スイスと帝国との関係について新たな知見を加えたことは、評価しなければならない。

このような対照性にも拘わらず、また、農村邦における主権表明の有無などで認識の相違もあるが、両者とも、ウェストファリア条約後のスイスにみられた帝国の理念・表象への執着、主権表明の回避という保守主義の根柢として、邦・属邦と帝国との私的、公的關係が随所に存在し、帝国帰属意識が極めて強固に根づいていたことを挙げるのであり、ウェストファリア条約によって諸邦に主権が認められ、スイスが帝国から法的にも独立したとする通説に対して批判的である。

以上のように、マイセンとマルクヴァルトは、ウェストファリア条約による法的独立という通説に対し、少なくとも事例の研究に基づいて、立ち入った批判を加えた。その批判には、一概には否定できない説得力がある。もはや、個別研究に基づく反批判もなしに、通説を振り回すだけでは通らないであろう。

註

- 1) 柳澤伸一「1500年前後における誓約同盟と帝国との関係」、『西南女学院短期大学研究紀要』第46号、1999。同「ウェストファリア条約のスイス条項」、『西南女学院短期大学研究紀要』第48号、2001。同「ブルゴーニュ戦争期スイスの自己意識」、『西南女学院大学紀要』第9号、2005。同「バーゼル市長、ヴェトシュタインの『主権』理解」、『西南女学院大学紀要』第13号、2009。
- 2) H. Sigrüst, Reichsreform und Schwabenkrieg, in : Schweizerische Beiträge zur allgemeinen Geschichte 5 (1947), S.134-139, H.Sigrüst, Zur Interpretation des Basler Friedens von 1499, in: Schweizerische Beiträge zur allgemeinen Geschichte 7 (1949), S.154

- 3) B. Braun, Die Eidgenossenschaft, das Reich und das politische System Karls V., 1997, S.65-91
- 4) K. Mommsen, Bodins Souveränitätslehre und die Exemption der Eidgenossenschaft, in:Discordia concors, 1968, S.435-443
- 5) M. Jorio, Der Nexus Imperii— die Eidgenossenschaft und das Reich nach 1648, in : M.Jorio (Hg.), 1648 — Die Schweiz und Europa. ; Aussenpolitik zur Zeit des Westfälischen Friedens, 1999, S.133-46
C. Sieber-Lehmann, Die Eidgenossenschaft und Reich(14.-16.Jahrhundert), in:M.Jorio (Hg.), 1648— Die Schweiz und Europa:Aussenpolitik zur Zeit des Westfälischen Friedens, 1999, S.25-40
- 6) 明石欽司「国際法史上の問題としてのスイスの『独立』—『ウェストファリア・システム』という名の幻想—(一)、(二)」、『法学研究』(慶應義塾大学)第81巻、4号・5号、2008。同『ウェストファリア条約—その実像と神話』、慶應義塾大学出版会、2009。
- 7) P. F. Kopp, Erinnerung an den Westfälischen Frieden — 350 Jahren unabhängige Schweiz 1648 bis 1998, S.5
- 8) V. Reinhardt, Kleine Geschichte der Schweiz, Verlag C. H. Beck, 2010, S.60-1, 84
V. Reinhardt, Die Geschichte der Schweiz — Von den Anfänge bis heute, Verlag C.H.Beck, 2011, S.139-42,224-5
- 9) 瀬原義生『スイス独立史研究』、ミネルヴァ書房、2009、179頁。
- 10) 森田安一「書評：瀬原義生『スイス独立史研究』」、『西洋史学』第238号、2010、72頁
- 11) T. Maissen, Die Geburt der Republic—Staatsverständnis und Repräsentation in der frühneuzeitlichen Eidgenossenschaft, Vandenhoeck & Ruprecht, 2006
- 12) B. Marquardt, Die alte Eidgenossenschaft und das Heilige Römische Reich (1350-1798)—Staatsbildung, Souveränität und Sonderstatus am alt-europäischen Alpenrand, Dike Verlag, 2007
- 13) T. Maissen,op.cit.,S.297-567
- 14) T. Maissen,op.cit.,S.553-4
- 15) T. Maissen,op.cit.,S.555
- 16) T. Maissen,op.cit.,S.556-8
- 17) T. Maissen,op.cit.,S.558-566
- 18) T. Maissen, Die Eidgenossenschaft und die deutsche Nation in der Frühen Neuzeit, in: G.Schmidt (Hg.), Die deutsche Nation im frühneuzeitlichen Europa, Oldenbourg, 2010, S. 97-127
- 19) T. Maissen, Geschichte der Schweiz, Baden, 2010, S. 107-133
- 20) B. Marquardt, op.cit., ①については185-205頁、②については206-210頁、③については211-228頁、④については230-250頁、⑤については251-254頁、⑥については255-260頁、⑦については261-268頁、⑧については269-274頁、⑨については276-280頁、⑩については281-304頁、⑪については305-332頁に記述。
- 21) T. Maissen, 注18の文献、98-99頁

The Relation Between the Swiss Confederacy and the Holy Roman Empire after the Peace of Westphalia

Shinichi Yanagisawa

<Abstract>

The commonly accepted theory reduces the independence of the Swiss Confederacy to seemingly decisive dates: separation de facto through the Swabian War of 1499 and separation de jure through the Peace of Westphalia in 1648. In recently published and remarkable books, T.Maissen and B.Marquardt have reviewed the relation between the Swiss Confederacy and the Holy Roman Empire after 1648. Maissen proves that even after 1648, the concept of sovereignty or republic, which is closely related to the concept of independence, was not received simultaneously within Switzerland, but slowly in the following century lasting until about 1750 and gradually from the west, strong, urban, patrician and Protestant cantons or associate members to the east, small, rural, communal and Catholic cantons or associate members. He indicates the strong presence of public and private relations between Switzerland and the Empire as the basis of the gradual process. Marquardt limits the subject of his research to cantons, associate members and common lordships in the central and eastern part of Switzerland. He insists that until the European reform after the French Revolution, not only associate members and common lordships did not declare sovereignty at all, but neither did cantons strictly. He insists, in contrast to Maissen, that the concept of sovereignty was received simultaneously. But he indicates, in common with Maissen, the survival of relations with the Empire as the basis for conservatism to keep away from manifesting sovereignty until the Revolution.

Keywords: Peace of Westphalia, Swiss Confederacy, Holy Roman Empire, sovereignty, republic